

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 東海財務局長

【提出日】 2023年 6 月26日

【会社名】 焼津水産化学工業株式会社

【英訳名】 YAIZU SUISANKAGAKU INDUSTRY CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 山田 潤

【本店の所在の場所】 静岡県焼津市小川新町五丁目 8 番13号  
(同所は登記上の本店所在地であり、実際の業務は下記で行っております。)

【電話番号】 該当事項はありません。

【事務連絡者氏名】 該当事項はありません。

【最寄りの連絡場所】 静岡県静岡市駿河区南町11番 1 号  
静銀・中京銀静岡駅南ビル 6 階

【電話番号】 054(202)6030

【事務連絡者氏名】 経営統括本部 総務・人事部 勝見 亮介

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

## 1【提出理由】

当社は、2023年6月23日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

### (1) 株主総会が開催された年月日

2023年6月23日

### (2) 決議事項の内容

<会社提案(第1号議案から第2号議案まで)>

第1号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)5名選任の件  
取締役(監査等委員である取締役を除く。)として、山田潤、内山毅彦、大橋弘明、多々良勝広、森憲司を選任する。

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件  
監査等委員である取締役として、長沢芳裕、杉山洋志、小山圭子を選任する。

<株主提案(第3号議案及び第5号議案から第8号議案まで)>

第3号議案 剰余金の処分の件

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

通株式1株当たりの配当金額(以下「1株配当」という。)として、154円から、第64期定時株主総会において可決された当社取締役会が提案した剰余金処分に係る議案(以下「会社側利益処分案」という。)に基づく1株配当又は当社定款33条に基づいて第64期定時株主総会の開催日までに2023年3月期末の剰余金の処分(処分の予定を含む。)として当社取締役会が決定した1株配当を控除した金額を配当する。

2023年3月期1株当たり純資産の10分の1について1円単位未満を切り捨てた金額から10円を控除した金額が154円と異なる場合は、冒頭の154円を、2023年3月期1株当たり純資産の10分の1について1円単位未満を切り捨てた金額から10円を控除した金額に読み替える。

なお、配当総額は、当社の第64期定時株主総会の議決権の基準日現在の配当の対象となる株式数を乗じた額となる。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

当社の第64期定時株主総会の開催日の翌日

なお、本議案は、第64期定時株主総会に会社側利益処分案が提案された場合、同提案とは独立かつ同提案と両立するものとして、追加で提案するものである。

第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)1名選任の件

取締役1名(候補者:松橋理)を選任する。

第6号議案 剰余金の処分に係る定款一部変更の件

現行定款の「第33条(剰余金の配当等の決定機関)当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。」を削除し、現行定款第34条以下の番号を1つずつ繰り上げる。

第7号議案 気候変動リスク対応に関する定款一部変更の件

現行の定款に以下の章及び条文を新設する。

なお、条数については、議案「剰余金の処分に係る定款変更の件」が可決されなかった場合は、第36条ではなく第37条とする。

第8章 気候変動リスクに関する対応

(ネットゼロへの移行)

第36条

当社は、国連Race To Zero Campaignに参加し、ネットゼロへの移行計画を定め、ネットゼロへの移行を実行する。

第 8 号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）廃止を求める件

2021年6月24日開催の当社第62期定時株主総会において一部変更及び維持が承認された「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」を廃止する。

なお、株主提案による第 4 号議案「別途積立金取崩しの件」につきましては、2023年 5 月23日付で提案株主より同議案にかかる株主提案を取り下げの旨の書面を受領し、同年 6 月 5 日付取締役会決議により当該取下げについて同意し、同議案を撤回致しましたので、上程致しませんでした。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

< 会社提案(第 1 号議案から第 2 号議案まで) >

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第 1 号議案					
山田 潤	72,111	12,800	0	(注) 3	可決 79.5
内山 毅彦	76,923	7,988	0		可決 84.8
大橋 弘明	76,939	7,972	0		可決 84.8
多々良 勝広	76,944	7,967	0		可決 84.8
森 憲司	81,933	2,978	0		可決 90.3
第 2 号議案					
長沢 芳裕	79,305	5,630	0	(注) 3	可決 87.4
杉山 洋志	81,871	3,064	0		可決 90.2
小山 圭子	78,567	6,368	0		可決 86.6

< 株主提案(第 3 号議案及び第 5 号議案から第 8 号議案まで) >

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第 3 号議案	17,269	67,672	0	(注) 1	否 74.5
第 5 号議案	13,249	71,705	0	(注) 3	否 79.0
第 6 号議案	18,672	66,282	0	(注) 2	否 73.0
第 7 号議案	13,765	71,180	0	(注) 2	否 78.4
第 8 号議案	24,510	60,444	0	(注) 1	否 66.6

- (注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。  
 2. 議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の 3 分の 2 以上の賛成による。  
 3. 議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。  
 4. 第 4 号議案については、株主提案が取り下げられ、上程致しませんでしたので、議決権数を集計しておりません。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

